

全議 M 1 第 7 号
令和 2 年 3 月 1 3 日

市議会議長 各位

全国市議会議長会
会長 野尻 哲雄

議員の通称使用について

早春の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の運営につきまして特段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、これまでも本会に、議員任期中に婚姻等により姓を改めたことに伴う旧姓使用に関する照会がなされていますが、地方議会への女性の参画が進む中、婚姻等により旧姓で議員活動を行うことを希望する事例が増えるものと予想されます。

また、先の統一地方選挙後には通称で当選した議員の当選後の通称使用に関する照会がなされています。今後、日頃通称で活躍して当選した議員が、その通称のまま議員活動を行うことを希望する場合も想定されるところです。

議員の通称（公職選挙法制度の通称をいう。以下同じ。）使用については、衆参両院において、既に一定の手続のもと認められております（資料 1 及び 3 参照）。

地方議会に関しては、本年 2 月 2 8 日の衆議院総務委員会において高市総務大臣が、「総務省としても、地方議会における旧姓使用について三議長会と連携して取り組んで参ります。」と答弁しているほか、同月 2 1 日に開催された総務省の地方議会・議員のあり方に関する研究会（第 5 回）でも、地方議会において通称が使用できるよう問題提起がされております（資料 2 及び 4 参照）。

については、議員の通称使用に関する国会における先例や総務大臣答弁など関連の資料を添付いたしますので、各市議会におかれましては、その趣旨をご理解いただき、議員の通称使用について必要な措置など、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件については、全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会においても同趣旨の対応がされていることを申し添えます。

担当 企画議事部 TEL 0 3 - 3 2 6 2 - 2 3 0 3